

令和 3 年 9 月 2 日

旅館業法見直しについて（意見）一般社団法人日本ホテル協会
副会長 里見 雅行

1. 法第5条関係

(1) 新型コロナウイルス感染症対策等

・第1号の「伝染病の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」は著しく限定的であるため、厚労省の事務連絡に基づき、お客様から任意の協力を得て感染対策を行っている。しかし、新型コロナウイルス感染症に対するお客様の考え方は様々であり、協力を拒否する方もいる。厚労省の事務連絡では、指示や要請に従わない場合は、第2号「とばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき」に該当すると考えられるとしているが、条文上明確でないため、お客様に対し説明しづらく、ホテル側も法的リスクを考えると対応が難しい。

・そこで、例えば、新たな号として「宿泊客が正当な理由なく宿泊施設または医療機関等からの感染防止を目的とする指示・要請に従わないとき」を加えていただきたい。これにより、感染が疑われるお客様だけでなく、マスク着用を拒否するお客様等に対しても宿泊拒否ができるようにしたい。

・法改正と併せて、厚労省から、第1号に関して、どのような場合に「伝染病の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」に該当するのか、わかりやすい判断基準を公表していただきたい。ホテルとしてお客様にわかりやすく説明するために必要であるし、お客様自身が宿泊できないリスクを判断するためにも有用と考える。

(2) 多様なニーズへの対応

・旅館業における衛生等管理要領では「多様な消費者ニーズに応えられるよう、合理性が認められる範囲内において、例えば、大人向け等営業上の工夫として利用者の良識と任意の協力の下において実施される場合、宿泊拒否には当たらない」とされているが、例えば、PCR検査付きプラン、ワクチンパスポートや陰性証明限定プラン、女性専用宿泊施設などが認められるよう手当て願いたい。

(3) 条例や通達（旅館業における衛生等管理要領）で認められている宿泊拒否事項

「泥酔、言動が著しく異常等で他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがある場合」、「身体、衣服等が著しく不潔で、衛生保持に支障又は他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがある場合」、「支払い能力がない場合」、「暴力団員である場合」、「暴力的に要求行為が行われた場合」、

「合理的な範囲を超える負担を求められた場合」、「天災・施設の故障」等、条例や通達等で認められている拒否事由について、法律の条文上もより明確に位置付け願いたい。

2. 法第6条関係

(1) 前回検討会での問題提起について

- ・「職業」は削除願いたい。
- ・身分証により本人確認することは現場では極めて困難で現実的ではない。さらにコロナ禍においては混雑によりクラスターの原因にもなりかねない。よって反対する。

(2) 通達（旅館業における衛生等管理要領、旅館業法に関するFAQ）について

- ・宿泊者名簿及び旅券の写しの3年間の保存義務については、個人情報の取り扱いが厳しくなっている中で負担が重く、1年程度に期間を短縮願いたい。
- ・本人確認についてICTの活用を認めているが、人が画像を確認する場合だけでなく、機械（AI）による顔認証等も認めることを明記願いたい。また、顔の画像による確認だけでなく、指紋等の生体認証等、顔以外の同一性確認方法も可能であることを明記願いたい。
- ・旅館業法FAQには「予約のときに得た情報を営業者が記載した場合は、チェックイン時に、宿泊者が誤り等ないことを確認しチェックボックスへのチェックを行う等の方法で足りると考えられます」との記載があるが、同一性が確認できるのであれば、宿泊者に何もアクションを求めない形での宿泊名簿の作成（例えば、お客様がカード会員の場合に、ホテル側が会員情報から宿泊者名簿を作成し、お客様から提示されたカードと照合することで同一性を確認する方法等）も可能とするよう願いたい。

3. その他

ホテル客室のデイユースの販売については、旅館業法の規制外であることを示していただきたい（例えば、コロナ禍で昼間リモートオフィスとして客室を提供する際には、宿泊者名簿への記載が不要であること）。

以 上